

行政支援を必要とする住民に係る情報提供に関する協定

平成26年10月31日付で北九州市上下水道局（以下「甲」という。）と水道料金等徴収業務に関する委託契約を締結した第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体の構成事業者である第一環境株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ケイ・イー・エス（以下「丙」という。）は、行政支援を必要とする住民に係る情報提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者、障害者及び子ども等の住民が行政支援を必要とする状況（生活困窮・虐待・不慮の事故・急病等）にあると思われる場合の情報提供に関し、甲、乙及び丙が相互に協力するために必要な事項を定め、乙及び丙から甲に対する情報提供並びに甲から行政支援を行う担当部署（以下「支援担当部署」という。）に対する情報提供を速やかに行い、円滑な支援等の実施につなげるものとする。

（協力）

第2条 乙及び丙は、本協定の趣旨を尊重し、自らの業務に支障のない範囲で本協定の実施について誠実に協力するものとする。

（情報提供）

第3条 乙及び丙は、受託した水道料金等徴収業務のうち、北九州市内におけるメータ検針業務、未納整理業務等の履行に際し、住民の応対状況、住居状況その他の現場状況等により行政支援が必要な状況にあると思われる場合には、甲に対する情報提供を速やかに行うものとする。

2 乙及び丙の甲に対する情報提供に係る経費は、乙及び丙の負担とする。

（対応）

第4条 甲は、前条第1項による情報提供が行われたときは、当該情報提供に関し誠実に対応しなければならない。また、甲は、乙及び丙からの当該情報を支援担当部署に対し速やかに提供するものとする。

2 前条第1項において、住民の生命、身体の危険など緊急を要する状況が認められる場合、乙及び丙は、直ちに消防又は警察へ通報を行い、甲へ状況報告を行うものとする。

（免責）

第5条 乙及び丙は、甲に対する情報提供の有無及び情報の内容に関し、甲に対して責めを負わないものとする。ただし、乙及び丙が故意に虚偽の情報提供を行ったこと等により、当該住民又は甲に損害を与えた場合はこの限りではない。

（秘密保持の義務）

第6条 甲、乙及び丙は、個人情報（北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定の実施に当たり、知り得た個人情報その他関連情報（以下「個人情報等」という。）を第三者（支援担当部署、消防及び警察を除く。）に漏らしてはならない。

- 2 乙及び丙は、本協定の実施に当たって知り得た個人情報等を自己の業のために用いてはならない。
- 3 本条の規定は、本協定の終了後も、なお効力を有するものとする。

（協定の適用期間）

第7条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲と第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体が別に取り交わした水道料金等徴収業務委託の契約期間内において、その効力は持続するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定が有効に成立した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年 4月 5日

甲 北九州市水道事業・工業用水道事業・下水道事業管理者

北九州市上下水道局長

中西 謙信

乙 東京都港区赤坂二丁目2番12号

第一環境株式会社

代表取締役社長

田地 雄一

丙 北九州市八幡西区東神原町3番31号

株式会社ケイ・イー・エス

代表取締役

飯野 一義